

台風8号の接近に伴う大雨等により被災された南木曾町(三留野地区)のお客様に対する 電話料金等の取扱いについて

このたびの大雨等により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT東日本は、このたびの大雨等に伴い、南木曾町において避難指示・避難勧告が発令された三留野地区のお客様の電話料金等の取扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービス基本料金等^{※1}の取り扱い

このたびの避難指示、避難勧告等によって電話がご利用できなかったお客様について、避難指示・避難勧告が発令されてから解除までの期間^{※2}の基本料金等を無料とします。

※1:回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

※2:電話等がご利用できなかった期間は、連続する24時間を単位に無料日数を計算します

2. フレッツ光等の電話以外の電気通信サービスの取り扱い

電話サービスに準じた取扱いとします。

3. 電話料金の支払期限の延長

お客様からのお申し出に基づき、電話料金(7月中にお届けする請求書)を、コンビニエンスストア、金融機関の窓口等にてお支払いいただいているお客様については、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客様については、自動的に口座引落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

4. 移転工事費の取扱い

お客様からのお申し出に基づき、被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

5. 対象エリア

南木曾町において避難勧告、避難指示が発令された三留野地区

※避難勧告、避難指示の対象外かつ災害救助法の適用地域にお住まいの方で、被害に遭われてサービスなどが利用できなかった場合は、お客さまからのお申し出により個別に対応いたします。災害救助法の適用地域のお客様に対する電話料金等の取扱いについては、下記をご参照下さい。

URL : <http://www.ntt-east.co.jp/nagano/news/pdf/2012/20140710-2.pdf>

6. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

NTT東日本 料金問合せ受付センター 0120-002-992

<受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除きます)>